

選手等の不服申立規程

(目的)

第1条 本規程は、日本障害者スキー連盟（以下「当連盟」という。）と選手等との間に発生した紛争に関し、迅速かつ適切に解決することを目的として定めるものである。

(不服申立)

第2条 当連盟に登録している選手、監督、コーチ、トレーナー、審判員その他の競技支援要員（理事、職員その他の競技運営者を除く。）は、以下に掲げる事項に関して当連盟が行った決定（競技中になされる審判の判定は除く。）について不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立て「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

- ① 代表選手選考等の競技又はその運営に関する事項
- ② 選任、解任等人事に関する事項
- ③ 当連盟の規程に基づく懲戒等の処分
- ④ その他「スポーツ仲裁規則」で認められる事項

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 本規程は、平成30年10月28日より施行する。

令和2年6月20日 改訂